

下北沢小学校同窓会 会則

前 文

平成28年4月1日、旧東大原小学校と旧守山小学校が統合され、下北沢小学校が設立され、平成30年4月1日に旧北沢小学校が統合された。

元々3校は、大正15年4月に開設開校された東京府荏原郡荏原尋常小学校大原分校がルーツであり、その後昭和2年7月に第三荏原尋常小学校として分離独立、児童数の増加に伴い、昭和7年4月に守山尋常小学校が、昭和12年5月に北澤尋常小学校が開設された。また、昭和16年4月には第三荏原尋常小学校より東大原国民学校に校名変更されたという歴史があり、下北沢小学校は単なる新設校ではなく、古い伝統を引き継ぐ歴史ある小学校である。

本同窓会は、平成29年3月に下北沢小学校の第1期卒業生が誕生するに際し、下北沢小学校は母校であるという認識の基、東大原小学校同窓会と守山小学校同窓会が下北沢小学校同窓会として承継創立し、令和2年9月に北沢小学校同窓会がこれに合流したことで名実ともに母校と一体化した同窓会である。

第1章 総 則

第1条 本会は下北沢小学校同窓会という。

第2条 本会は次の会員で組織する。

1. 正会員 下北沢小学校の卒業生、および旧第三荏原尋常小学校の卒業生、旧東大原国民学校の卒業生、旧東大原小学校の卒業生、旧守山尋常小学校の卒業生、旧守山国民学校の卒業生、旧守山小学校の卒業生、旧北澤尋常小学校の卒業生、旧北澤国民学校の卒業生、旧北沢小学校の卒業生。
また、転校等により上記の各校の卒業生ではないが、各校に在籍したことがあり、同窓会に入会を希望する者。
2. 名誉会員 下北沢小学校の現及び旧教職員、および旧第三荏原尋常小学校、旧東大原国民学校、旧東大原小学校、旧守山尋常小学校、旧守山国民学校、旧守山小学校、旧北澤尋常小学校、旧北澤国民学校、旧北沢学校の旧教職員。
3. 特別会員 評議員会で推薦し、定例総会の承認を得た者。

第3条 本会の本部を東京都世田谷区立下北沢小学校（東京都世田谷区大原1丁目4番6号）内に置く。

また、必要に応じ事務局を置くことができる。

第2章 目的ならびに事業

第4条 本会は会員相互の親睦と、同窓生ならびに母校の発展を図ることを目的とする。

第5条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 正会員名簿の作成および管理並びに同窓会報の発行（名簿の作成および管理については、別途定める「個人情報保護方針」に則りこれを行う。）
2. 母校の教育環境の向上
3. 会員の福利厚生のための事業
4. その他必要な事業

第3章 役員ならびに職員

第6条 本会に、次の役員ならびに職員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 評議員 20名以上50名以内
4. 理事 15名以上30名以内
5. 監事 3名
6. 書記 若干名

第7条 役員の仕事、役員会の運営を次のようにする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。定例総会および臨時総会の議長は会長がこれを行う。

2. 副会長は、会長を助け、会長が事故ある場合は、その代理をする。
3. 評議員は、評議員会を構成し、会長の諮問に答え、且つ本会の必要な事項を審議する。
4. 評議員会は、必要に応じて定例総会及び臨時総会の決定に準ずる事項を議決することができる。ただし、次期定例総会で報告を要する。
5. 理事は、会長を助け、会務を行う。
6. 監事は、会計事業の監査をする。

第8条 役員の選出は、次の方法によって行う。

1. 評議員は定例総会で正会員の中から選出する。
2. 会長、副会長、理事および監事は、評議員の互選により選出し、評議員を兼任する。
3. 役員任期の更改時期にあたる定例総会前の直近の評議員会にて、次期評議員候補者を選出し、定例総会に提示することができる。
4. 前項の選出された次期評議員候補者は、その過半数の賛成により、次期会長、副会長、理事、監事の予定者を選出し、定例総会に提示することができる。
5. 定例総会において、3項による候補者が評議員に選出された場合は、4項の次期会長、副会長、理事、監事の予定者は、評議員の互選により選出されたものと見做す。
6. 理事の内3名までは、特別会員の中からあてることができる。

第9条 役員の任期は、選出された定例総会から2年後の定例総会終了の時までとする。ただし、再選を妨げない。役員が任期途中で退任した場合、後任の役員の選出は、評議員会がこれを行う。ただし、次期定例総会で報告を要する。また、選出された新任役員の任期は、前任役員の任期の時までとする。

第10条 本会の相談役として名誉会長、参与を置くことができる。

1. 名誉会長は下北沢小学校現校長があたり、参与は定例総会で推薦し、承認する。

第11条 書記は会長が理事の中から任命し、全ての会務を記録する。

第4章 会計

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、およびその他の収入によってまかなう。

第14条 正会員の会費は、年額金1,000円とする
ただし会費の徴収方法、期日は別に定める。又、本会は善意の任意団体であり、会費は強制ではなく善意によって支払われるものとする。

第5章 会議の招集および内容

第15条 本会の総会は、定例総会および臨時総会とする。

1. 定例総会は、毎年一回会長が招集し、前年度の会務の報告、決算、予算の承認、役員の選出およびその他必要な事項を決定する。
2. 臨時総会は必要に応じて開催される。臨時総会の招集は、理事会及び評議員会の議決に基づき、会長がこれを招集する。
3. 定例総会ならびに臨時総会の議決は、出席正会員の過半数による。ただし、会則の変更および附加には総会出席正会員の3分の2以上の同意を必要とする。

第16条 本会の役員会は、評議員会および理事会とする。

1. 評議員会および理事会は必要に応じて開催する。

第17条 特別会員は会議に列席して意見を述べることができる。

第6章 雑則

第18条 本会の会員で、会員としての体面を汚した者は、総会の決議によって除名することができる。

制 定 平成29年4月16日

改 定 令和 2年9月27日

下北沢小学校同窓会 細則

第1条 下北沢小学校同窓会会則（以下会則という）第2条で、転校等により各校の卒業生ではないが在籍したことがあり、同窓会に入会を希望する者を正会員とすると規定しているが、既に正会員として登録されている者については、新たな手続きを不要とし、引き続き正会員とする。

第2条 会則第2条で正会員として定義されている会員が、退会を希望する場合は、書面による退会の申出を行うことにより、退会することが出来る。

第3条 会則第14条の規定により、会費の徴収方法を次のとおり定める。
1. 正会員は毎年度の会費を、可能な限り前年度末までに納めるものとする。
2. ただし、前年度末において卒業8年を経過していない正会員については、当該年度の会費を徴収しない。

（附 則） この細則は、平成29年4月16日から発効する。

制 定 平成29年4月16日